

○北海道警察自殺統計業務実施要領の制定について

令和3年12月24日

道本安対第3407号（捜1合同）

警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
道警察における自殺統計業務については、「北海道警察自殺統計業務実施要領の制定について」（令3. 3. 24道本安対4533号（捜1合同））に基づいて実施してきたところであるが、この度、一部の様式を改正するなど、改めて別添のとおり「北海道警察自殺統計業務実施要領」を定め、令和4年1月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

北海道警察自殺統計業務実施要領

第1 趣旨

この要領は、道警察における自殺統計業務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 警察署における措置

1 自殺事案の即報

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第229条第2項による検視又は警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第4条第2項による調査等（以下「検視等」という。）を行った死体について、当該死体の発見地を管轄する警察署長がその死因を自殺と判断したときは、刑事第一課長（刑事課長及び刑事・生活安全課長を含む。以下同じ。）はその旨を生活安全課長（生活安全第一課長及び刑事・生活安全課長を含む。以下同じ。）に即報するものとする。

2 自殺統計原票の作成

(1) 自殺統計原票（別記第1号様式。以下「原票」という。）は、警察署において死体の検視等を行った警察官（警察本部捜査第一課又は方面本部捜査課の検視業務を担当する検視官等、警察本部等の警察官が検視等を行った場合は、当該検視等に従事した警察署の警察官）が、1の事項により即報した死体について、その都度速やかに作成するものとする。

(2) 原票の作成は、自殺統計原票作成要領（別表）により行うものとする。

3 原票の処理

(1) 2の(1)の事項により、原票を作成した者（以下「原票作成者」という。）は、当該原票を、刑事第一課長による審査を経て速やかに生活安全課長に引き継ぐものとする。この場合において、原票作成者は、当該原票の記載内容の誤り、記入漏れ等の防止に努めなければならない。

(2) 刑事第一課長は、当該原票の各項目について、正確な原票の審査に努めるものとする。

4 原票の送付

警察署長は、警察署において原票の審査を終了した都度、当該原票を警察本部 人身安全対策課長（札幌方面以外の方面の警察署長にあつては、当該方面本部の 生活安全課長。以下「人身安全対策課長等」という。）に送付するものとする。

5 自殺統計原票管理簿の作成

警察署における前各事項の事務の処理経過を明らかにしておくため、生活安全課（生活安全第一課及び刑事・生活安全課を含む。）に自殺統計原票管理簿（別記第2号様式）を備え付け、これに即報年月日、発見年月日、自殺者の氏名、性別、年齢、原票作成年月日、原票番号、作成者、引継年月日、送付年月日等を記録しておくものとする。

第3 警察本部における措置

1 自殺統計原票受理簿の作成

警察署から送付された原票の各警察署別の受理経過を明らかにしておくため、警察本部 人身安全対策課及び方面本部の生活安全課に自殺統計原票受理簿（別記第3号様式）を備え付け、これに警察署ごとの月別番号、原票番号、受理月日等を記録するとともに、人身安全対策課長等は、警察本部捜査第一課又は方面本部の捜査課の協力を得て、その記載内容について審査その他必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県自殺統計ファイルへの登録

人身安全対策課長等は、審査が終了した原票の情報を速やかに都道府県自殺統計ファイルに登録するものとする。

3 警察庁への送信

人身安全対策課長等は、都道府県自殺統計ファイルの情報を業務プログラムを用いて出力し、毎月10日までに警察庁生活安全企画課に警察WANシステムにより送信するものとする。

4 警察庁への年次報告

人身安全対策課長等は、前年に発見された自殺者の原票に係る都道府県自殺統計ファイルの情報を毎年1月中旬頃までに確定させた上で業務プログラムを用いて出力し、警察庁生活安全企画課に警察WANシステムにより送信するものとする。

5 原票の保存

原票については、警察本部 人身安全対策課及び方面本部の生活安全課において、当該原票が作成された年の翌年の末日まで保存するものとする。

第4 留意事項

1 原票の正確な記載と内容の確認

原票は、通常の検視等又は捜査の結果判明した事項の範囲内において正確に作成するものとする。

また、原票の審査に当たっては、自殺者の年齢と職業との関係、自殺の場所と手段との関係等、各調査項目の記入内容の相互間についても、矛盾がないかを確認するものとする。

2 教養の実施

自殺統計業務に関し必要な教養については、この要領に基づき繰り返し行うものとする。

第5 情報セキュリティ

自殺統計業務の情報セキュリティについては、警察情報セキュリティポリシー（北海道警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年警察本部訓令第7号）及び同訓令に基づいて定められた情報セキュリティに関する事項をいう。）に定めるところによる。

また、自殺統計業務に係る情報の分類については、次のとおりとする。

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
自殺統計業務	2（中）	2（高）	2（高）

第6 経過措置

「北海道警察自殺統計業務実施要領の制定について」（令3. 3. 24道本安対第4533号（捜1合同））別添北海道警察自殺統計業務実施要領の別記様式により作成された文書のうち、この通達実施の際現に保存中のものの取扱いについては、なお従前の例による。

第7 その他

本業務の実施に必要な細部事項については、別に定める。

※ 別表、別記様式は省略